日本防犯設備協会　優良防犯機器認定制度

資格審査申請用 書類作成要領書

2008 年（平成 20 年）10 月 6 日　発行
2008 年（平成 20 年）12 月 1 日　訂正
2009 年（平成 21 年） 1 月 14 日　訂正
2011 年（平成 23 年） 5 月 15 日　訂正
2012 年（平成 24 年）10 月 17 日　改訂

JSSA
公益社団法人 日本防犯設備協会

優良防犯機器認定制度

資格審査用申請書類　作成要領書

資格審査用申請書類は、以下の方法を参考に作成してください（様式は特に規定しません)。

第１条　適用範囲

1.1　生産工場一覧表

複数の機器品目、複数の型式を生産している工場を、下表の通り同時に申請します。
（複数の場合は、総て記載してください。この欄に記載できない場合は、別紙添付あるいは任意に欄を追加してください)。

【申請機器品目】　　（　　年　月　日現在）

機 器 品 目	型式名			備　考
防犯カメラ	新規申請 メイン型式	シリーズ型式		
デジタルレコーダ	新規申請 メイン型式	シリーズ型式		

【生産工場一覧】　　（　　年　月　日現在）

	工場名称／住所	備　考
生産工場 No.1	工場名： 住所：	*防犯カメラ/デジタルレコーダ*
生産工場 No.2	工場名： 住所：	*防犯カメラ/デジタルレコーダ*
生産工場 No.3	工場名： 住所：	*防犯カメラ/デジタルレコーダ*

第２条　申請事業者の資格

2.2　申請者は、申請を行う防犯機器に係る瑕疵担保責任を負うこと。

（申請書の「規程遵守」の文言にて代替とする。書類提出不要）

■　申請者は、企業概要等の図書を提出すること。

（　　年　月　日現在）

企業概要	要求条件等記載内容	備　考
申請事業者の名称		申請する事業部門でも可とする。
創立年月日		
代表者		
資本金		
事業内容（概要）		
従業員	代表会社　　合計：約　　人 申請事業部門　合計：約　　人	申請事業者の代表会社
主な所属団体		

第３条　供給体制に係る要求事項

3.1　生産工場の品質管理に係る要求事項

ISO9001(2000 年版)に沿った品質マネジメントシステムは、下記の 3.1.1(1)あるいは 3.1.1(2)のとおり導入しています。

3.1.1 (1)　認証機関によって認証されている場合

項　目	要求条件等	備　考
申請する生産工場の適合登録証の写し （有効期間 3 年以内）	現在有効な ISO9001 の適合登録証の写し	海外審査機関による認証登録の場合は、追加資料（日本語）を要求する場合がある。

3.1.1 (2)　認証機関によって認証されていない場合

以下の表の項目について、文章及び記録に関する図書（書類）を提出します。

項　目	要求条件等記載内容	備　考
3.1.2　生産工場 （1）　生産工場の概要	(a)　生産工場の名称 (b)　所在地（住所） (c)　敷地面積 (d)　建物面積 (e)　工場レイアウト (f)　工場責任者 (g)　大代表電話、FAX　　等	

3.1.3　品質管理 (1) 品質マニュアル等	品質マネジメントシステムの計画の文書化 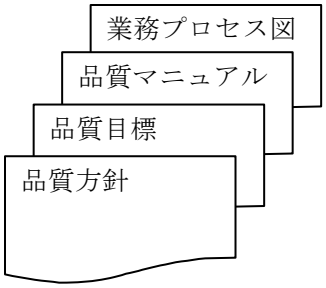	（初回審査は、事前訪問調査の対象扱いとする場合があります。その時には実費精算の費用負担を行います。）
(2) 規定及び 手順書	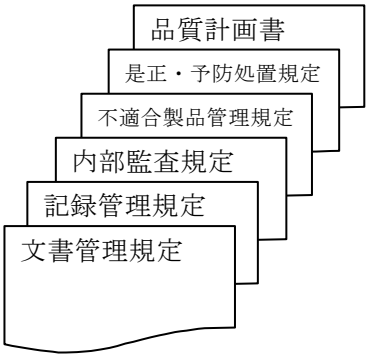	
(3) 記録	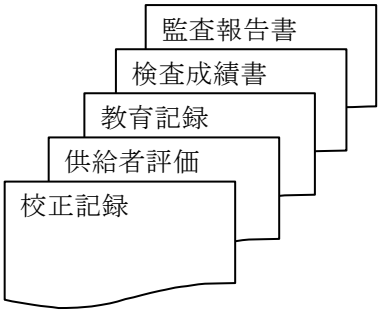	
(4)　定期監査記録	[　] 監査機関による定期監査の品質記録を提出します。 [　] 自主監査の品質記録を提出します。	(例) UL の工場検査等
(5)　各**機器**品目における代表モデルの手順書及び記録	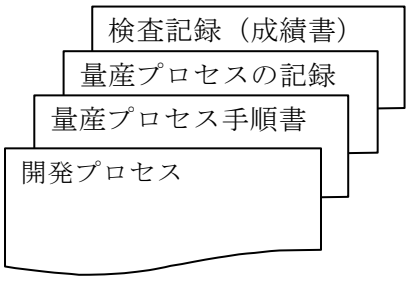	**機器**品目： ①　防犯カメラ ②　デジタルレコーダ

3.1.4　**その他品質保持に必要な項目**

（1）品質管理が計画的に実施されていること。

（2）品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。

（3）品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。

3.2　製品を供給する販売体制等に係る要求事項

3.2.1　苦情等対応窓口の体制について　　（　　年　月　日現在）

項　目	要求条件等	備　考
苦情対応窓口	苦情対応窓口は、下記（あるいは別紙の）とおりです。 ・問合せ窓口の一覧表は、下記の標準様式に基づくこと。 ・**機器**品目毎に、問合せ窓口の有る場合は、区別して記載すること。 ・国内に苦情対応除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記のこと。	

【標準様式】苦情対応窓口（問合せ窓口等）の一覧表の記載例

会社名／対応部署	住所・連絡先	受付時間
株式会社	〒100-0013 住所：東京都港区浜松町 1-12-4（第 2 長谷川ビル）	日曜、祝日除く 9:00～17:30
http://www.ssaj.or.jp		
部署名 事務局	TEL　：03-3431-7301 FAX　：03-3431-7304 e-mail：rbss.aaaa /bbb.ccc.ddd	日曜、祝日除く 9:00～17:30

3.2.2　製品の流通・継続供給等の体制について

項　目	要求条件等	備　考
製品の流通・継続供給等の体制	販売ルートは、下記（あるいは別紙の）とおりです。 国内に販売除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記します。 【販売ルート】 カタログ等に記載の販売拠点の写しを添付します。	

3.3　故障修理等のアフターサービス体制等に係る要求事項

障修理等のアフターサービス体制等については、申請事由が適当で有れば適用除外を申請することができます。

本申請は、表の中の〇印が該当します。

項　目	選択	要求項目等	提出書類	
			各項目で要求されるもの	除外理由
除外なし	[　]	3.3.1～3.3.3 項	必要	不要
一部除外	[　]	3.3.1～3.3.3 項	必要	必要
全て除外	[　]	なし	不要	必要

3.3.1　故障修理等相談窓口の体制について

項　目	要求条件等	備　考
故障修理等相談窓口	故障修理等相談窓口は、下記（あるいは別紙の）とおりです。 国内に修理除外地域がある場合、該当地域とその事由を明記します。 （例）カタログ、取扱説明書等に記載の故障修理相談拠点の写しを添付します。	故障修理相談窓口として、お客様相談窓口、販売拠点が兼用している場合はその旨を記述すること。

3.3.2　修理対応の実施体制について

項　目	要求条件等	備　考
製品の修理対応の実施体制	製品の修理対応に関する実施体制は、下記（あるいは別紙の）一覧のとおりです。 （例）カタログ、取扱説明書等に記載の修理拠点の写しを添付します。	

3.3.3　補修パーツの供給体制について

項　目	要求条件等	備　考
(1)　補修パーツの供給体制	申請者は、補修パーツの供給を 3.3.1 の窓口を通じて供給します。	
(2)　補修パーツの供給等	（例） 補修パーツの供給等について、取扱説明書の冒頭に記述しています。	
(3)　性能維持に必要な補修パーツ	補修パーツ供給可能期間：[　]年以上 （例）サービスセンターの一覧表 **・取扱説明書（又は製品仕様書）等** **（無償修理期保証書の写しでも可）**	**PC ベースデジタルレコーダ”等は、注記(1)を満足すること。**
(4)　補修パーツを交換（修理）する場合	代表的な補修パーツを交換（修理）する方法は、下記の添付資料に記載しております。 （例）　①　サービスマニュアル ②　テクニカルガイド	①、②の提出資料は、電子データ PDF 版（CD-R 保存）とすること。

注記(1)　資格審査基準では、“性能維持に必要な補修パーツの最低保有期間を 7 年以上”としている。“2012.8.31”の改正において、機器品目“デジタルレコーダ”のうち“PC ベース

デジタルレコーダ（**PC** サーバータイプ含む）”に限定し、下記の要件を満足する場合は“最低保有期間を **5** 年以上”でも可とすることが追加された。

【要件】

・公の書類（製品仕様書あるいはカタログ等購入前に知り得る書類）に下記内容①と②が記載されているものを提出すること。なお“記載資料及びその記載頁”を明示すること。

① 補修パーツの最低保有期間 **5** 年以上について

② 補修パーツの対応方法及びメンテナンス対応方法等について（メンテナンス契約等があればそれらも含めること）

【参考情報】訴求方法として、今後は協会ホームページの **RBSS** 機器認定品目“デジタルレコーダ”の詳細欄に、補修パーツの最低保有期間“最低保有期間 **7** 年以上”、“**5** 年以上”を区分し表示する予定です。

【改訂履歴】改訂･追加･訂正･削除などの履歴

(4)　2012. 10.17 改訂

・資格審査基準の一部改正（2012.8.31）に基づき、機器品目デジタルレコーダに係る PC ベースデジタルレコーダ（PC サーバータイプを含む）の場合に限り、本機器審査基準に追加される要件について青字追記した。

(3)　2011.5.15 訂正

・“公益社団法人 日本防犯設備協会”への新法人移行による名称変更

(2)　2009.1.14 訂正

・1.1　生産工場一覧表の表（記載用式）を変更した。

(1)　2008.12.1 訂正

・2.2　提出書類不要の追記、3.1.4　“その他品質保持に必要な項目”の追記、3.2.1、3.2.2 及び 3.3.1　“要求条件、備考欄”を修正追記した。